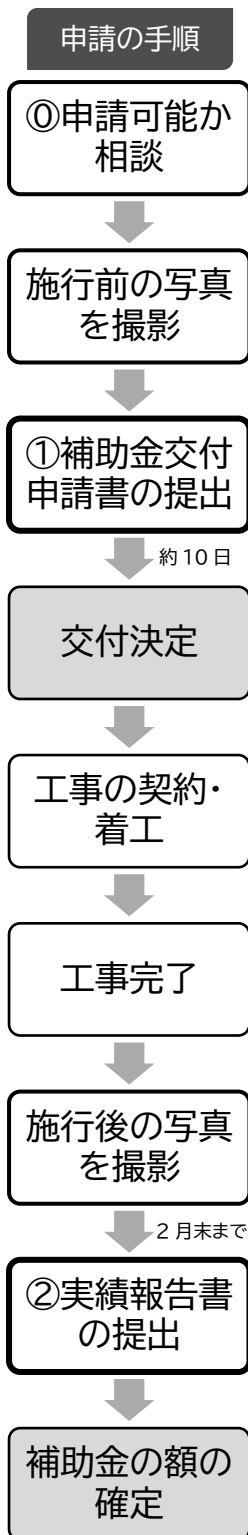


# 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業の申請



①まずは下の申請の条件がすべて「はい」となるかご確認ください。

申請年度末における年齢が65歳以上ですか？ または身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている人や介護保険法に規定する要介護認定を受けた人等、地震発生時に避難することが困難な人が居住していますか？	はい
碧南市木造住宅耐震診断の判定値は0.4以下ですか？	はい
指定のシェルターを施工しますか？(建築課へ問合せ)	はい
過去に民間住宅耐震改修等補助金及びブロック塀等撤去費補助金の交付を受けていませんか？	はい
申請年度の2月末までに工事を終え、実績報告書を提出できますか？	はい
申請する住宅に居住していますか？	はい
市税の滞納はありませんか？	はい

## ①補助金交付申請書の提出【受付は4月以降】

工事契約・着工の10日以上前までに建築課へ下記の書類を提出してください。

<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式第1号)☆
<input type="checkbox"/> 市税の完納証明書(碧南市の税務課で発行した申請者のもの)
<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税課税明細書の写しまたは名寄帳兼課税台帳の写し(昭和56年5月31日以前に建築されたことが分かる書類)(税務課で発行)
<input type="checkbox"/> 住民票等(申請者の年齢が分かる書類)または障害者手帳の写し、介護認定等を証明する書類の写し
<input type="checkbox"/> 別紙3(シェルター整備業者が記入したもの)☆
<input type="checkbox"/> 耐震シェルター整備計画書(シェルター整備業者が計画したもの)
<input type="checkbox"/> 案内図(工事を行う場所を示した地図)
<input type="checkbox"/> 工程表(シェルター整備業者が計画したもの)
<input type="checkbox"/> 見積書の写し(内訳を付記し、見積有効期限内のもの)
<input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書等の写し(表紙から5ページまで)

## ②補助事業等実績報告書の提出【提出期限は申請年度の2月末】

工事完了後すみやかに下記の書類を提出してください。

<input type="checkbox"/> 補助事業等実績報告書(様式第5号)☆
<input type="checkbox"/> 請負契約書の写し(交付決定日以降に契約したもの)
<input type="checkbox"/> 請求書または領収書の写し
<input type="checkbox"/> 写真(施工前と施工後をそれぞれ1枚以上)

お問い合わせ  
碧南市建設部建築課建築行政係  
電話 0566-95-9907(直通)  
kentikka@city.hekinan.lg.jp

## シェルターの整備に受領委任払が利用できます

通常

③補助金交付  
請求書の提出

約2週間

補助金の交付

受領委任払

④受領委任払  
申請書の提出

約2週間

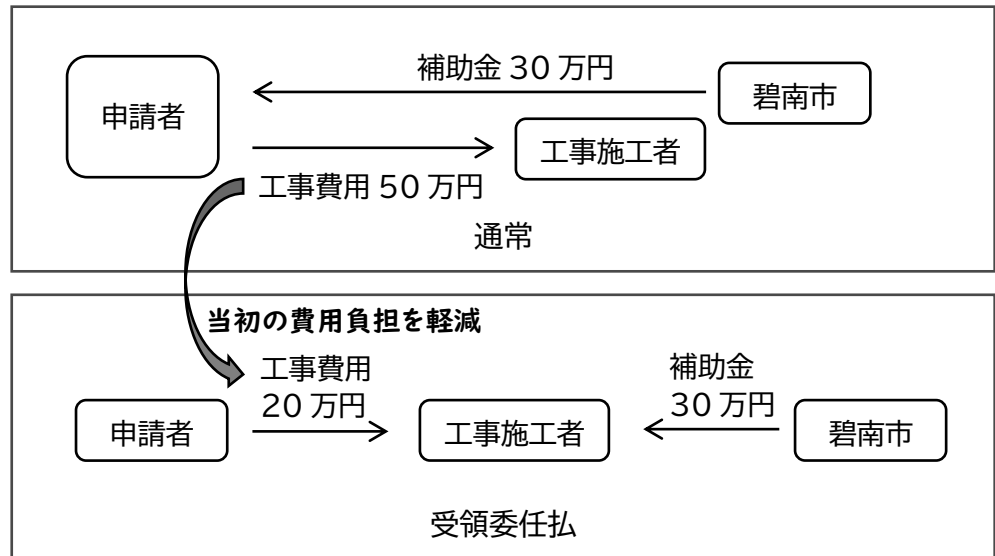
補助金の交付

### 受領委任払とは？

申請者との契約により委任を受けた工事施工者等が、補助金を直接受領することができる制度です。

この制度を利用すると、申請者は工事費等と補助金(最大30万円)の差額分のみ用意すればよいため、当初の費用負担が少なくなります。

例えば工事費用が50万円の場合、受領委任払を利用すると当初の費用負担は20万円になります。



### ③補助金交付請求書の提出(通常・受領委任払を希望しない場合)

補助金の額の確定後、下記の書類を提出してください。約2週間後に補助金が交付されます。振り込み通知がないため通帳記入等でご確認ください。

補助金交付請求書(様式第7号)☆

### ④受領委任払申請書の提出(受領委任払を希望する場合)

補助金の額の確定後、下記の書類を提出してください。

受領委任払申請書☆

補助金交付請求書(様式第7号)☆

☆印の書類は碧南市のウェブサイトよりダウンロードできます。

<https://www.city.hekinan.lg.jp> を開く、または碧南市で検索し、ページID検索窓に9007と入力 ページ名「耐震関連各種補助制度規程・様式」

指定のシェルターについて ページID:17492 ページ名「木造住宅耐震シェルター整備費補助事業」